**本巣市新たな地場産品創出等推進事業者提案募集要項**

１ 目的

本巣市（以下、「市」という。）では、新たな地場産品の創出、既存の地場産品の生産強化等及び新たな地場産品の創出における事業所立地の促進(以下「新たな地場産品の創出等」という。）が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、新たな地場産品の創出等の促進に関する施策を推進することにより、ふるさと納税の本来の趣旨である地域経済の活性化及び地方創生に資することを目的に、「ふるさと納税制度」の仕組みを活用したクラウドファンディング等（以下、「ＣＦ等」という。）による資金調達を実施し、「新しい地場産品創出等推進事業」に取り組みます。

つきましては、この事業の取り組みに参画を希望する事業者の事業提案を以下のとおり募集します。

２ 提案募集に係る事項

（１）全体概要

市は、地域の活性化、地場産業の振興及び雇用の促進によって、市民生活の質の向上を図ることを目的に、魅力的な地場産品の創出を推進するにあたり、新たな地場産品の創出に取り組む事業者等に対して補助金による支援を実施します。

事業者から公募により企画提案を募集し、魅力的で安全安心な新たな地場産品や地域資源を活かす取り組みについて、その独創性・実現可能性・収益性などについて審査を行い、応募者に対してその審査結果を通知します。併せて、採択された事業者へはＣＦ等特設ページへの掲載手順、補助金申請に関する担当窓口などについてお知らせします。

採択された事業者の提案事業については、市がＣＦ等により寄附を募ります。

採択事業のＣＦ等の募集期間は、最長で翌年度の３月10日までとします。ただし、土地取得を伴う事業が採択された場合は、土地取得の契約成立後、翌々年度の３月10日までとします。

当該募集期間内に、寄附の目標金額（事業実施に要する経費のうち補助対象となる経費の100分の125相当額から算定した額。以下、「寄附目標額」という。）を達成した場合、本巣市新たな地場産品創出等推進事業補助金交付要綱の規定により、市は事業者へ補助金（寄附額の10分の4に相当する額）を交付します。ただし、寄附目標額を達成できない場合であっても市との協議により補助金を交付する場合があります。

補助金を受けた採択事業者には、当該補助金等を活用して、市域内にて提案事業を実施していただきます。

（２）応募の資格等

市内で事業所等を有し、又は開設を予定している者のうち、以下の事項に該当する事業者

①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第２条第１項各号に掲げる法人又は個人

②自らが事業の実施主体である法人、個人

③市内に本社、支社、営業所等の拠点が立地（立地予定を含む）されており、地場産品を市内において生産、製造、付加価値を伴う加工等を行う法人、個人

③本巣市暴力団排除条例(平成24年本巣市条例第１号）に規定する暴力団員等でない者又は暴力団員等と密接な関係を有しない法人、個人

④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に掲げる事項のいずれにも該当しない法人、個人

⑤会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていない法人、個人

⑥市税を完納している法人、個人

⑦宗教活動や政治活動を目的としていない法人、個人

⑧要項の配布時から審査結果の通知までに、市から入札参加資格停止等の措置を受けていない法人、個人

（３）補助限度額

　　寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の範囲内で補助金を交付します。

　　補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

（４）補助対象事業等

　　①補助対象事業

新たな地場産品の生産、製造及び加工に要する土地取得・施設・設備等に関するもの（公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、消耗品費、その他社会通念上不適切と認められる費用は除く。）

　　②留意事項

　　　イ　補助金交付事業により創出された地場産品は、寄附者に対する返礼品として登録していただきます。返礼品調達の費用は、別途、市が負担します。

　　　ロ　補助金交付後に交付対象事業が、完了予定日までに事業の履行が見込めない場合などは、既に交付した補助金額の全部もしくは一部を返還いただきます。

　　　ハ　補助金の交付事業はいかなる事情があっても、事業の開始から５年間は、事業を継続する義務を負います。

　　　ニ　補助金交付後５年間は市の求めに応じ、事業報告等、必要書類の原本を提出する義務を負います。

３ スケジュールについて

（１）応募書類提出期限　　令和７年５月30日（金）午後５時まで

※上記期限以降、令和７年12月26日（金）まで随時受付けします。

※随時受付により採択された事業は、ＣＦ等の一斉掲載（令和７年７月中旬予定）の対象とならない場合がありますのでご了承ください。

（２）提案審査選定委員会　令和７年６月30日（月）までに開催

※随時受付の場合は、提出後10日以内に開催します。

（３）提案結果決定通知　　提案審査選定委員会終了後１週間以内に審査結果を通知します。

採択事業者にはＣＦ等の実施に必要なもの及び補助金申請に関する担当窓口などについてお伝えします。

４ 提出書類について

（１）書類

　　企画提案の応募にあたっては、次の書類を提出してください。

　　①企画提案応募書【様式１】６部 うち押印したものは１部

②企画提案書【様式２】６部（正本１部、副本５部）

③提案内容に関する補足資料【様式自由】６部

⇒必要に応じて提出してください。無ければ提出不要です。

④収支計画書【様式３】６部

⑤提案事業者の過去の事業実績【様式自由】６部

⇒無ければ提出不要です。

⑥直近３期分の決算書１部

⑦直近の法人税の申告書（法人の場合）１部

（２）企画提案書

　　企画提案書は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

①共通事項について

イ　企画提案書の提出は、当該事業に対して１件までとします。

ロ　日本産業規格Ａ４用紙を使用してください。

ハ　企画提案応募書【様式１】には、個人もしくは事業所（団体）名、代表者役職氏名、提出年月日、連絡先（担当者氏名・所属部署・会社所在地・電話番号・ＦＡＸ番号・電子メールアドレス）を記載してください。

ニ　企画提案書（添付資料を除く）は、10ページ以内で提出してください。

ホ　紙媒体により正本１部、副本５部作成してください。

へ　使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。

ト　企画提案内容によっては、補足説明などを求めることがあります。

②企画提案書【様式２】の構成について

企画提案書の構成は、５（３）の審査項目及び審査基準の内容に則って作成してください。

③収支計画書について

収支計画書（様式２）の「3．支出に関する事項【事業実施に係る経費】」は、提案事業実施に直接必要な経費であり、具体的には以下の経費項目に従って記入してください。

・土地取得費（測量費、造成費を含む）

・工場、作業場等の建物取得に係る建設費

・土地建物等賃借料（補助事業の完了までの期間のものに限る。）

・建物付帯設備の整備又は取得に要する経費

・新たな地場産品の創出等に要する構築物の取得及び機械装置等の取得に係る経費

・建物賃借による増改築費

・備品購入費（新たな地場産品の創出等に要するものに限る。）

・借上料（新たな地場産品の創出等に要するものに限る。）

・委託費（新たな地場産品の創出等に要するものに限る。）

・外部評価費（新たな地場産品の創出等に要するものに限る。）

・その他新たな地場産品の創出等に必要と認める経費

　　※公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、消耗品費、その他社会通念上不適切と認められる費用は除く。

　【土地取得費を交付の対象とする要件】

※プロジェクト提案時点で具体的な候補地の選定が完了していること。

※新たな工場等の設置を伴う事業であること。

※既存工場等も含めて、全体の生産能力を減少させる等でないこと。

※土地取得等の契約後３年以内に工場等の稼働を開始すること。

※新規雇用の創出、雇用者数の増加につながること。

④その他

記入漏れ・誤記・表現の誤りなどがあった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に誤りがないか必ずご確認いただき、十分に注意して作成してください。

５ 審査方法及び審査基準

（１）審査方針について

応募書類の審査は、選定委員会が行います。審査にあたっては、（３）の審査基準に基づいて提案の内容などを審査、選定し、採択事業者を決定します。

ただし、新たに施設を整備する必要がある場合に、その立地が全くの未確定などの理由により、事業実施の実現性に担保がとれないと判断した場合や、審査結果が一定の基準に満たない場合は、採択しないことがあります。

なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けいたしません。

（２）審査方法について

（３）の審査基準に基づき、書面審査を実施し、基準点を超えた応募者から採択事業者を選定します。ただし、提案件数が多い場合は、事務局にて書類選考による応募者の絞り込み（１次審査）を行い、選定委員会が書面審査（２次審査）を実施いたします。

（３）審査項目及び審査基準について

各事業分野の審査項目は以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 |
| 提案者について | ・実施体制、実績 |
| 提案内容について | ・独創性、新規性、市場性、成長の可能性  ・優位性、実現性  ・社会貢献  ・経済波及効果  ・ふるさと納税の返礼品としての可能性 |
| 資金・収支計画について | ・収益性  ・資金計画 |
| 事業提案金額について | ・費用積算 |

６ 審査結果

審査結果については応募者へ通知します。

７ 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

（１）提出期限が過ぎて企画提案書及び添付書類が提出された場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）審査の公平性を害する行為があった場合

（４）企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明しなかった場合

（５）企画提案にあたり著しく信義に反する行為などがあった場合

（６）募集要項に記載する事項に違反した場合

（７）その他事業者として適当でないと市長が認める場合

８ 企画提案に要する費用負担

企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。

９ 企画提案書等の取扱い

　提出された企画提案書、概算見積書等はいかなる場合でも返却いたしません。

10 提案募集の停止・中止又は取消し

　市の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、提案募集を実施することができない場合、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。

11 その他留意事項

（１）採択された企画提案内容に関して、審査選定後に市と詳細について協議させていただくことがあります。なお、その協議の結果、ＣＦ等の実施内容・寄附目標額等について変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

（２）補助金確定額を超える事業経費は事業者負担となりますのでご留意ください。

（３）採択された企画提案内容について、事業の趣旨に影響を与える変更については認めません。また、ＣＦ等の実施回数を変更することもできませんので、ご了承ください。

12 書類の提出先・問い合わせ

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 | 〒501－0491　岐阜県本巣市早野２５５番地 |
| 担当課 | 本巣市役所 企画部 企画広報課 |
| TEL/FAX | TEL:058-323-5142　　FAX：058-323-5192 |
| メール | kikakukouhou@city.motosu.lg.jp |